

**京都市立芸術大学新キャンパス隣接地（将来活用地）活用の公募に係る
質問に対する回答（令和５年４月２１日締切分）**

（目次）

分類	質問内容	
の 本 概 件 要 土 地	Q59	ボーリングデータはあるか。
募集 する 活用 計画	Q60	京都芸大内にできる「学外連携・政策連携スペース」の入居事業者の募集について、前回の回答で「４月中に募集開始予定」とあったが、既に開始しているのか。
	Q61	京都芸大の意匠との調和を図るために、京都市 HP にある実施設計概要等の画像を引用したり、一部トレースすることは可能か。
	Q62	地下階利用の提案は認められるか。
	Q63	市の関わる施設として、建築の性能に防災拠点機能等は求められるか。求められる場合、必要な耐震等級や防災設備等があれば教えていただきたい。
の 契 選 約 定 候 補 事 業 者 方 法	Q64	プレゼンテーション審査には、共同応募の構成員でない事業者（設計・施工者等）が参加することは可能か。
	Q65	プレゼンテーション審査に模型を持ち込むことは可能か。
	Q66	「プレゼンテーション審査は８月下旬頃」と記載されているが、日程が決まっていれば教えていただきたい。
そ の 他	Q67	応募後、契約候補事業者選定前に応募事業者が自ら辞退した場合、当該事業者に違約金等のペナルティは発生しないか。
	Q68	契約候補事業者の選定後、１１月に予定されている基本協定の締結前に応募事業者が自ら辞退した場合、当該事業者に違約金等のペナルティは発生しないか。
提 出 書 類	Q69	書類番号Ⅰ－４(3) 役員名簿について、「他の法人の役員との兼職者がある場合は、法人名と役職名を記載すること」とあるが、兼職とは、グループ企業も含めた、常勤取締役、非常勤取締役、監査役の全てが対象になるか。
	Q70	書類番号Ⅱ－３(7) 拠点の整備計画等に「イメージ図」とあるが、表現方法として模型写真やパースや事例写真を用いることは可能か。表現上の制約や遵守する基準等があれば教えていただきたい。
減 免 措 置	Q71	公益認定（減免）を申請する場合、貴市との事前協議は必要か。

【本件土地の概要】

Q59	ボーリングデータはあるか。
-----	---------------

(A59)

本件土地のボーリング調査は実施していませんが、京都芸大C地区の建築工事にあたり実施したボーリング調査のデータを基礎資料として提供しますので、希望される場合は、法人名・担当者名・電話番号を必ず記載のうえ、プロジェクト推進室まで電子メールにてご連絡ください。後日、電子メールにて送付します。

なお、件名は【基礎資料（法人名）】としてください。

【募集する活用計画】

Q60	京都芸大内にできる「学外連携・政策連携スペース」の入居事業者の募集について、前回の回答で「4月中に募集開始予定」とあったが、既に開始しているのか。
-----	---

(A60)

5月9日から公募を開始しています。詳細については、本市ウェブサイトで確認してください。

(学外連携・政策連携スペース（京都市立芸術大学新キャンパス内）入居事業者の募集について 参照)

<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000312062.html>

Q61	京都芸大の意匠との調和を図るために、京都市 HP にある実施設計概要等の画像を引用したり、一部トレースすることは可能か。
-----	--

(A61)

本件公募に提案いただくにあたり、本市ウェブサイトで公開している京都芸大の移転整備事業に係る実施設計の画像等を引用及びトレースすることは可能ですが、出典を明示してください。

Q62	地下階利用の提案は認められるか。
-----	------------------

(A62)

関係法令等を遵守した計画であれば、地下階利用の提案は可能です。

また、本市としては、本件土地を高度に有効利用して、ゆとりある空間を確保した活用計画については、土地のポテンシャルを最大限に活用した拠点として、期待しています。

Q63	市の関わる施設として、建築の性能に防災拠点機能等は求められるか。求められる場合、必要な耐震等級や防災設備等があれば教えていただきたい。
-----	---

(A63)

防災拠点機能等は必須ではありませんが、本市としては、防災・減災機能の強化に資する活用計画については、安心・安全で快適に暮らし続けられる生活環境に貢献するものとして、さらにはレジリエント・シティの実現にも資するものとして、期待しています。

なお、そうした施設については、民間主体のものを想定しており、本市が直接又は委託等により運営等に関わる予定はありません。

【契約候補事業者の選定方法】

Q64

プレゼンテーション審査には、共同応募の構成員でない事業者（設計・施工者等）が参加することは可能か。

（A64）

お見込みのとおり、参加いただいても結構です。
なお、参加人数については上限を設ける予定です。

Q65

プレゼンテーション審査に模型を持ち込むことは可能か。

（A65）

限られた時間で、効果的なプレゼンテーションをしていただきたいと考えていますので、模型を持ち込んでいただくことは可能とする予定です。

Q66

「プレゼンテーション審査は8月下旬頃」と記載されているが、日程が決まっていれば教えていただきたい。

（A66）

現時点では、第2回選定委員会（8月1日開催予定）においてプレゼンテーション審査に参加する事業者を選抜し、第3回選定委員会（8月29日（又は28日）開催予定）において同審査を実施する予定ですが、応募事業者数等に応じて、第2回選定委員会での実施も含めて調整したうえで決定する予定です。

【その他】

Q67

応募後、契約候補事業者選定前に応募事業者が自ら辞退した場合、当該事業者に違約金等のペナルティは発生しないか。

（A67）

応募後、契約候補事業者選定前に応募事業者が自ら辞退した場合、違約金等のペナルティは発生しません。

なお、審査基準において「実施体制や資金計画、関係法令等に基づく実現性の高いものであるか」としているため、活用計画の実現性に影響のある内容については、応募時にあらかじめ示してください。

Q68

契約候補事業者の選定後、11月に予定されている基本協定の締結前に応募事業者が自ら辞退した場合、当該事業者に違約金等のペナルティは発生しないか。

（A68）

募集要項16頁に記載しているとおり、契約候補事業者が自ら辞退した場合、当該事業者に対して損害賠償請求を行うことがあります。また、本市に対する損害賠償請求、その他一切の請求は認めません。

なお、その場合、次点者を契約候補事業者とします。

【提出書類】

Q69	書類番号Ⅰ－４(3) 役員名簿について、「他の法人の役員との兼職者が ある場合は、法人名と役職名を記載すること」とあるが、兼職とは、グ ループ企業も含めた、常勤取締役、非常勤取締役、監査役の全てが対象 になるか。
-----	---

(A69)

応募事業者の役員のうち、常勤、非常勤に関わらず、取締役は記載の対象ですが、監査役については、必ずしも全ての兼職先を記載いただかなくて結構です。

また、取締役が兼職先で監査役に就いている場合や、取締役の兼職先が会社法第2条に規定する親会社、子会社又は親会社を同じくする子会社の取締役等の場合についても、同様に記載いただかなくて結構です。

Q70	書類番号Ⅱ－３(7) 拠点の整備計画等に「イメージ図」とあるが、表現 方法として模型写真やパースや事例写真を用いることは可能か。表現上 の制約や遵守する基準等があれば教えていただきたい。
-----	---

(A70)

表現上の制約や遵守する基準等はありません。わかりやすい資料とすることが前提となりますが、模型写真、パースや事例写真などを、積極的に活用いただいても結構です。

【減免措置】

Q71	公益認定（減免）を申請する場合、貴市との事前協議は必要か。
-----	-------------------------------

(A71)

公益認定の可否は活用計画の実現性に大きく影響することから、提出前に必ず本市と協議してください。

また、書類番号Ⅳ 公益認定申請書の提出後も、提出いただいた活用計画の内容に影響しない範囲で、本市から確認、修正をお願いする場合があります。